



立教大学

立教税理士会寄附講座 企画講座3「租税と税理士制度」

平成29年12月11日 第11回

相続税、節税対策の基礎

担当：山口光徳

1.自己紹介

- 山口光徳（やまぐちみつのり） 昭和48年生まれ
- 平成4年 栃木高校卒業
- 平成9年 立教大学経済学部経営学科卒業
→軟式野球部に所属
- 平成9年～平成28年 地方銀行、税理士事務所に勤務
- 平成13年～平成22年 税理士試験、簿記論・財務諸表論・消費税法・法人税法・相続税法合格
- 平成28年 宇都宮でYAMAGUCHI会計事務所を開業
→主に生前相続対策、事業承継対策の提案を中心に業務展開



目次

1つの相続対策と4つの相続税対策

- 2-1. 誰が引き継ぐのか? P5
- 2-2-①.贈与対策 P7
- 2-2-②.教育資金の一括贈与の非課税 P9
- 2-2-③.結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設・・P12
- 2-2-④.住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の拡大・延長.....P14
- 2-2-⑤.贈与税の配偶者控除 P16
- 2-3. 建物対策 P19
- 2-4. 相続人対策 P20
- 2-5-①.非課税対策 P23
- 2-5-②.生命保険は契約者と受取人に注意 P24

2. 1つの相続対策と4つの相続税対策編

2-1.誰が引き継ぐのか？

あり

遺言の内容が最優先

なし

遺言書

遺言書に書かれた人

遺言がなければ相続人全員の共有状態

相続人全員で話し合い分割協議を行う

一人でも同意しなければ成立しない。争族の原因

相続問題の本質とは？

相続は、相続税を払う人だけの問題？

遺産価格別、認容・調停成立した遺産分割の事件数

(裁判所「司法統計」より2011年データ)



「相続」の問題は、実は「争族」の問題がほとんど！

2-2-①. 贈与対策

喜ぶ顔が見たい。贈与は何年も！何回も！

ポイント	留意点
◆ 贈与税がコスト 人数増やし 期間も増やす	◆ 預金口座は子供名義で ◆ 預金通帳の管理運用は子供自身で ◆ 贈与契約書を作成する ◆ 孫への贈与も検討する

生前贈与の検討

孫4人へ暦年贈与10年



- ① 贈与税は、もらった財産の価額から110万円の基礎控除を差し引いた残りに対してかかります。1年間にもらった財産が110万円以下であれば、贈与税は0円です。
- ② 贈与税はもらう側が負担する税金です。誰にでも贈与することができます。
- ③ 贈与の仕方（金額、人数、年数）によって、税額が変わります。贈与税の負担をしながら、計画的に贈与したほうが、将来の税額（贈与税含む）が低くなる可能性があります。

生前贈与の検討

実施
内容

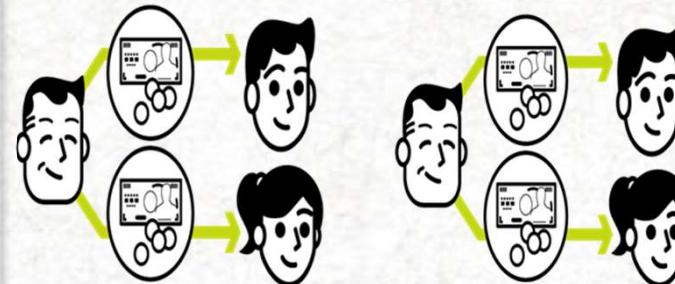
総額

4000 万円
を贈与します。影響
(概算)

納付税額（相続税額+贈与税額）が

355 万円減少

	贈与額（人・年）	人数	期間	合計
①	100万円 ×	4人	× 10年	= 4000万円





生前贈与の検討

孫4人へ暦年贈与10年

贈与税の計算

贈与開始日：平成27年03月12日

① 贈与額(人・年) 100万円 人数 4人 (一般贈与：4人 特例贈与：0人) 期間 10年

(単位：万円)	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	以降	合計
贈与額	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400						4000万円
贈与税額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						0万円

相続税の計算

相続税計算日：平成39年03月13日

① 現状

財産	1億5000万円
課税価格	1億5000万円
↓	
↓	
↓	
相続税納付額	747.5万円

② 将来：対策なし

財産	1億5000万円
課税価格	1億5000万円
↓	
↓	
↓	
相続税納付額	747.5万円

③ 将来：対策あり

財産	1億5000万円
贈与額	-4000万円
課税価格	1億1000万円
↓	
相続税納付額	393万円
贈与税額	0万円
税額合計	393万円

相続税の総額

②対策なし	1495万円
- ③対策あり	785万円
= 差額	710万円

④ 影響

減少額	355万円
-----	-------

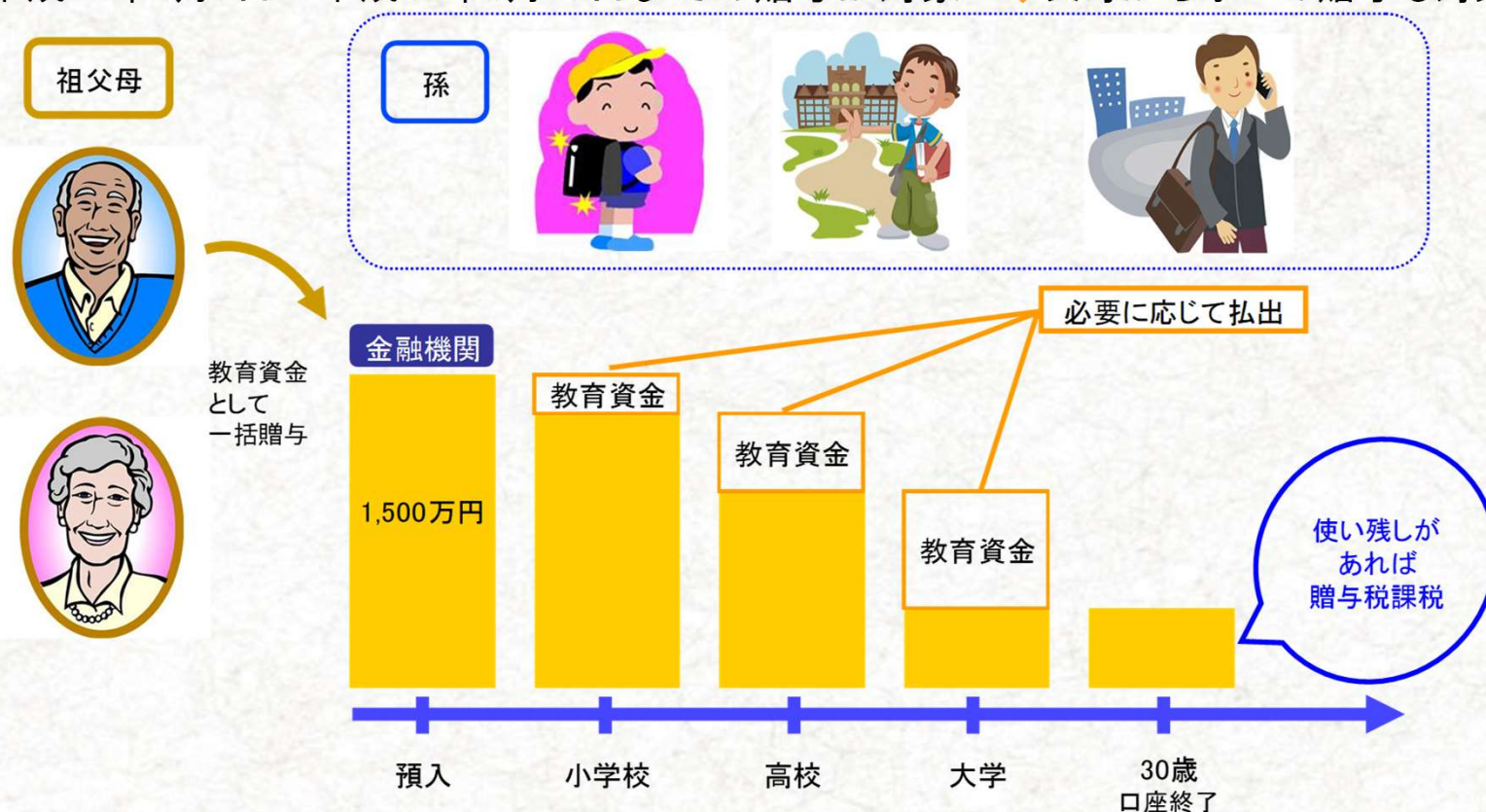
ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。
- ・相続税の計算は、最終の贈与が終わった3年後で計算しています。

2-2-②. 教育資金の一括贈与の非課税

祖父母から孫に対して教育資金に充てるための金銭をまとめて金融機関等に信託をした場合には**子・孫一人あたり1,500万円限度**(塾など学校等以外には500万円限度)に贈与税が非課税となる。

◆平成25年4月1日～平成31年3月31日までの贈与が対象 ◇父母から子への贈与も対象





教育資金 とは？

- (1) **学校等**に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。
- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
 - ② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- (注) 「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいいます。
- (2) **学校等以外**に対して直接支払われる次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。
- ＜イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの＞
- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- ＜ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの＞
- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
 - ⑦ 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費（注）平成27年4月以降に支払う一定のものが対象となります。）

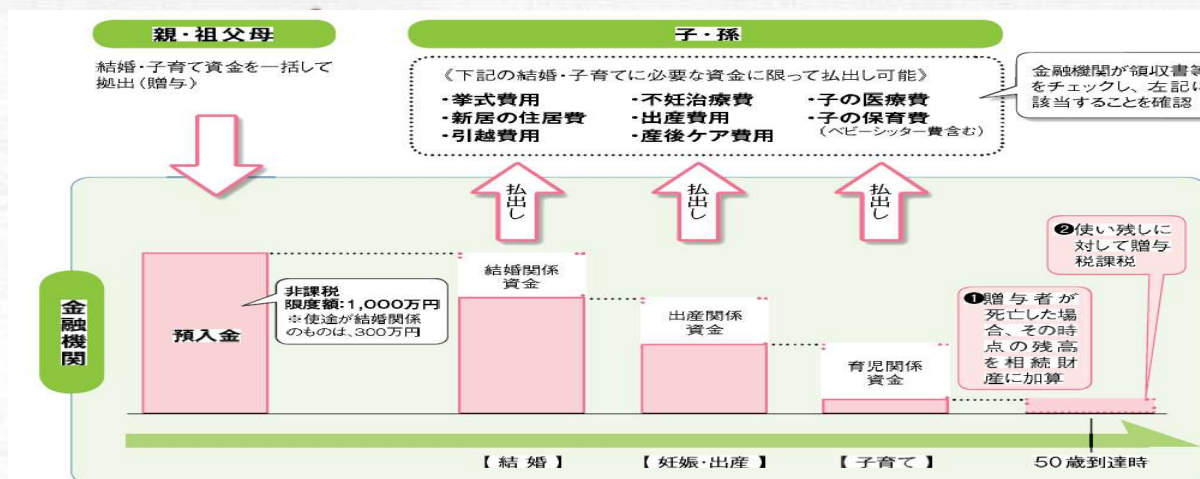
2-2-③. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設 ①



立教大学

1. 改正の概要

・子や孫に対する結婚・子育て資金の一括贈与が非課税となります。



贈与者	受贈者の直系尊属(父母や祖父母)
受贈者	20歳以上50歳未満の者(子や孫)
贈与財産	結婚・子育て資金(※1)の支払に充てるための金銭等
贈与手段	金銭等を金融機関(※2)に信託等すること
申告	受贈者は金融機関を経由し非課税申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない
払出しの確認等	受贈者は結婚・子育て資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない
限度額	受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円が限度)

(※1)結婚・子育て資金の範囲

- ① 結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む。)に要する費用、住居に要する費用及び引越に要する費用のうち一定のもの
- ② 妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの

(※2)金融機関の範囲

- ①信託会社(信託銀行を含む)②銀行等③金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る)

2-2-③. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設 ②



<事由別の結婚・子育て資金の残額の取扱い>

事 由		残額の取扱い
終了事由	受贈者が50歳に達した場合	事由該当日に当該残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税を課税する
	信託財産等の価額が零となり、終了の合意があったとき	
	受贈者が死亡した場合	残額について贈与税を課さない
期間中に贈与者が死亡した場合		残額について当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する (当該残額に対応する相続税額については2割加算の対象外)

○平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に提出されるものについて適用される。

2. 実務上の留意点

- ・ 結婚・子育て資金以外の用途への使用を防ぐため、金融機関を通じた贈与に限られる。
- ・ 結婚・子育て資金の残額については受贈者が50歳に達した時点で贈与税が課税されるので、必要となる資金を事前に確認しておく必要がある。

3. 今後の注目点

- ・ 結婚・子育て資金の範囲の詳細
- ・ 残額が相続等により取得したものとみなされることのみによって受贈者が相続税の納税義務者となる場合に、生前贈与加算の適用対象となるか。
(例: 受贈者である孫が贈与者の相続発生前3年以内に暦年贈与課税の対象となる贈与も受けていた場合)

2-2-④. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の拡大・延長①

平成27年度 税制改正

1. 改正の概要

- ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額が拡大され、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。
- ・特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、適用対象となる増改築等の範囲が拡大され、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

＜改正前＞平成26年中の贈与：500万円（省エネ等住宅の場合は、1,000万円）

＜改正後＞平成27年1月1日以後の贈与は下表参照

住宅用家屋の 取得等に係る 契約の締結時期	平成27年 以前	平成28年			平成29年		平成30年		平成31年
		1月～9月	消費税等 (※2)	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～6月
下記以外の 住宅用家屋	1,000万円	700万円	10%以外	700万円	700万円	500万円	500万円	300万円	300万円
			10%	2,500万円	2,500万円	1,000万円	1,000万円	700万円	700万円
良質な住宅用家屋 (※1)	1,500万円	1,200万円	10%以外	1,200万円	1,200万円	1,000万円	1,000万円	800万円	800万円
			10%	3,000万円	3,000万円	1,500万円	1,500万円	1,200万円	1,200万円

(※1)「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級4(平成27年4月以降は断熱等性能等級4)又は耐震等級2以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋を加える。

適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事を加える。

(※2)「消費税等」とは、住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率をいう。

なお、消費税等10%以外には、消費税率8%の適用を受けて住宅を取得した方のほか、個人間売買により中古住宅を取得した方を含む。

2-2-④. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の拡大・延長②



(2) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

＜改正前＞平成26年中の贈与：1,000万円（省エネ等住宅の場合は、1,500万円）

＜改正後＞平成27年1月1日以後の贈与は下表参照

住宅用家屋の 取得等に係る 契約の締結時期	平成27年 以前	平成28年			平成29年		平成30年		平成31年
		1月～9月	消費税等 (※2)	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～9月	10月～12月	1月～6月
下記以外の 住宅用家屋	1,000万円	1,000万円	10%以外	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
			10%	2,500万円	2,500万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
良質な住宅用家屋 (※1)	1,500万円	1,500万円	10%以外	1,500万円	1,500万円	1,500万円	1,500万円	1,500万円	1,500万円
			10%	3,000万円	3,000万円	1,500万円	1,500万円	1,500万円	1,500万円

(※1、2) 上記(1)の※参照

(3) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例

適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事を加えた上、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。

○平成27年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・平成26年中の贈与は、平成27年に請負契約を締結しても改正前の非課税限度額となる。
- ・平成27年以後の非課税限度額は贈与した日ではなく、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期及びその対価等の消費税率により異なる。

(参考)消費税率のイメージ

平成29年4月以後の引き渡しは新税率(10%)が適用される。

ただし、平成28年9月末までに請負契約を締結すれば引き渡しが平成29年4月を過ぎても旧税率(8%)が適用される。

2-2-⑤. 贈与税の配偶者控除

自宅を配偶者に贈与



婚姻20年以上の配偶者には、居住用不動産について、2,000万円(暦年贈与を合わせると2,110万円)まで無税で贈与できる。

- ◆ 配偶者の贈与の特例を利用して無理なく節税する
- ◆ 一番手軽に節税でき相続税の対象からも除外

ポイント

- ・贈与税の配偶者控除を受けた場合、原則として相続開始前3年以内に贈与された財産から除外される。
- ・不動産登記の登録免許税・不動産取得税が約90万円かかる。(※不動産2,000万円の場合)

生前贈与の検討

贈与税の配偶者控除



① 自宅の土地と建物を配偶者（妻）に贈与します。

② 土地の評価1,500万円 建物の評価500万円 とします。

生前贈与の検討

実施
内容

総額

2000 万円
を贈与します。影響
(概算)

納付税額（相続税額+贈与税額）が

180万円 万円減少

贈与額（人・年）	人数	期間	合計
① 2000万円 × 1人（妻）	1人	× 1年	= 2000万円
（配偶者の贈与の特例）			



生前贈与の検討

贈与税の配偶者控除

贈与税の計算

贈与開始日：平成27年03月12日

① 贈与額(人・年)	2000万円	人数	1人 (妻)	期間	1年

(単位：万円)	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	以降	合計
贈与額	2000																2000万円
贈与税額	0																0万円

相続税の計算

相続税計算日：平成34年03月13日

① 現状

財産	1億5000万円
課税価格	1億5000万円
↓	
↓	
↓	
相続税納付額	747.5万円

② 将来：対策なし

財産	1億5000万円
課税価格	1億5000万円
↓	
↓	
↓	
相続税納付額	747.5万円

③ 将来：対策あり

財産	1億5000万円
贈与額	-2000万円
課税価格	1億3000万円
↓	
相続税納付額	567.5万円
贈与税額	0万円
税額合計	567.5万円

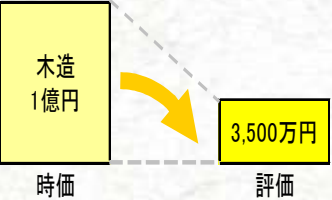
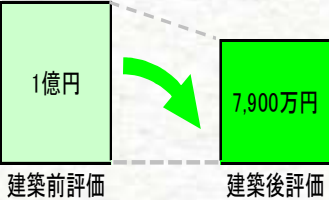
相続税の総額	
②対策なし	1495万円
- ③対策あり	1135万円
= 差額	360万円
④影響	
減少額	180万円

ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。
- ・相続税の計算は、最終の贈与が終わった3年後で計算しています。

2-3. 建物対策

収入が上がる！楽しみが増える！そんな建物の評価に注目！

ポイント	留意点
◆ 収入が上がる！ 賃貸建物の相続税評価は低くなる ＜建物＞  時価 評価 ＜土地＞  建築前評価 建築後評価 鉄筋 70%～80% 木造 40%～50% 貸家はその70% 木造: $50\% \times 70\% = 35\%$ 評価 借地権割合 × 借家権(30%) が減額 借地権割合70% 地域の場合 $70\% \times 30\% = 21\%$ 減額	◆ キャッシュフローを見て大丈夫かの判定 空室対策 所得税・住民税 修繕積立 自己資金対策

2-4. 相続人対策

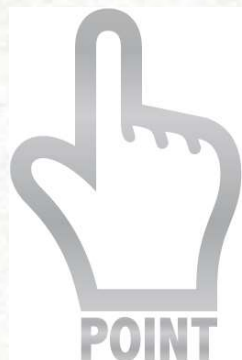
この人に直接財産を遺したい

養子縁組の活用	留意点
◆ 墓守りをする孫に財産を遺したい ◆ 介護をしてくれた息子の嫁に 財産を遺したい ◆ 一代飛ばしで節税効果 相続財産5億円 親 → 子 → 孫 2.6億円の相続税 親 → 孫 1.8億円の相続税 ◆ 相続分を本家に集中(遺留分を下げる)	◆ 養子縁組をする事で、もめる原因になる可能性あり ◆ 実子がいる場合一人まで 実子がいらない場合二人まで ◆ 養子は34%の人が実施 (2010～2012年の課税価格5億円以上の方)

長男の子を養子縁組

〈養子縁組前〉			〈養子縁組後〉		
夫(将来の相続人)			夫(将来の相続人)		
妻	法定相続分	1/2	妻	法定相続分	1/2
長男	法定相続分	1/4	長男	法定相続分	1/6
次男	法定相続分	1/4	長男の子	法定相続分	1/6
	遺留分	1/8	次男	法定相続分	1/6
				遺留分	1/12

養子縁組の影響



- ①将来、孫に墓を守ってもらいたいなどの理由で養子縁組をした場合、相続税額にも影響があります。
- ②基礎控除、生命保険の非課税枠、退職金の非課税枠が増加し、相続税額が下がります。
- ③節税を目的とした養子縁組は控除を受けられません。
- ④孫を養子にした場合、相続税額は2割加算されます。

養子縁組の影響

おすすめ度

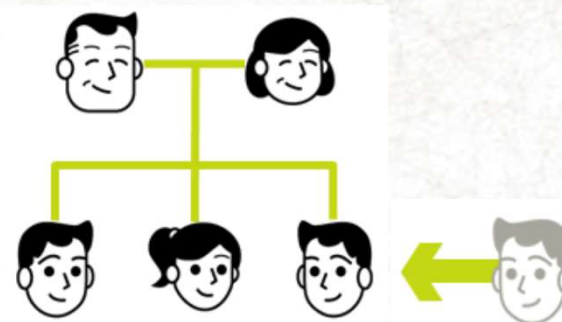
実施
内容

養子縁組をします。

相続税の納付税額が

影響
(概算)**170万円** 万円減少

養子	1人
基礎控除	600万円
生命保険の非課税枠	500万円
退職金の非課税枠	500万円





養子縁組の影響

相続税の計算

①現状

生命保険	2000万円
非課税金額	-1500万円
退職金	2000万円
非課税金額	-1500万円
自社株式	0万円
預貯金	1億4000万円
課税価格	1億5000万円

②養子縁組後

生命保険	2000万円
非課税金額	-2000万円
退職金	2000万円
非課税金額	-2000万円
自社株式	0万円
預貯金	1億4000万円
課税価格	1億4000万円

相続税の総額

①現状	1495万円
- ②養子縁組後	1155万円
= 差額	340万円

納付相続税額 747.5万円

納付相続税額 577万円

③影響

減少額 170万円

財産分割案の変更内容

※課税価格です。

財産分割案	小林花子様	小林一郎様	小林二郎様	養子							合計
現状	7500万円	3750万円	3750万円	0万円							1億5000万円
養子縁組後	7000万円	2250万円	2250万円	2500万円							1億4000万円

ご注意事項

- ・影響は概算です。
- ・影響は財産の分割方法・状況の変化等によっても変化します。



2-5-①. 非課税対策

非課税財産を知っていると決定が早くなる！

(1) 霊園・仏具

- ◆ 前もってご先祖のお墓、仏壇を整えておく。手を合わせる習慣。
- ◆ お墓は 非課税（社会通念の範囲内で）
- ◆ 相続後に購入では控除できない

(2) 退職金

- ◆ 法人利用はメリットあり。法人から退職金をもらう。
- ◆ 非課税は $500\text{万円} \times \text{法定相続人数}$

(3) 生命保険金

- ◆ 非課税 $500\text{万円} \times \text{法定相続人数}$ を利用する

2-5-②. 生命保険は契約者と受取人に注意

	保険料の 支払人 (契約者)	死亡者 (被契約者)	受取人	かかる税金
①	 夫	 夫	 妻	妻に相続税
②	 妻	 夫	 妻	妻に所得税・住民税
③	 妻	 夫	 子	子どもに贈与税